

一般社団法人 日本接着歯学会  
認定医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、接着歯学の専門的知識及び臨床技能を有する歯科医師を育成・輩出することにより、医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という）は、接着歯科治療認定医（以下「認定医」という）の制度を設け、認定医制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定医は、接着歯学領域における診断と治療のための高い歯科医療技能を修得するとともに、認定医以外の歯科医師又は医師からの要請に応じて適切な指示と対応がとれるよう研鑽を図る。

第2章 認定医の条件

第4条 認定医は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 本会学術大会に出席すること。
- (2) 接着歯学に関連する研究活動に参加及び発表を行うこと。
- (3) 接着歯学に関連する領域の疾患の診断及び治療を行うこと。なお、上記各号の細目については別に定める。

第5条 前条にかかわらず、本会が特別に認めた場合には認定医になることができる。

第3章 認定医申請者の資格

第6条 認定医の資格を申請できる者は、次の各号の全てを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 認定医申請時において、5年以上引き続き本会の会員歴を有すること。
- (3) 第4条の認定医の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 認定医の申請

第7条 認定医の資格を取得しようとする者は、本会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。

第8条 認定医申請者は、別に定める申請書類を認定手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第5章 認定委員会

第9条 認定医としての適否を審査するために、認定委員会を設置する。

第10条 認定委員会は10名以内の委員で構成する。

- 2 委員は認定医である理事・代議員の中から理事長が推薦し、理事会の承認を受ける。
- 3 委員の任期は2年とし、連続2期までとする。
- 4 委員長及び副委員長各1名を委員の互選により選出する。

第11条 認定委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。その結果は理事会に報告する。
- 3 認定委員会は、必要に応じて開催する。

第6章 認定医登録

第12条 認定委員会の審査に合格した者は、所定の登録料を納入しなければならない。

第13条 学会は前項に基づき認定医登録を行い、合格者に認定証を交付するとともに、接着歯学及び本学会社員総会において報告する。

#### 第7章 資格の更新

第14条 認定医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第15条 認定医の資格の更新に当たっては、5年にわたる認定期間の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第16条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

#### 第8章 資格の消失

第17条 認定医は、次の各号の条件を欠いたとき、認定委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 本会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定医資格の更新手続きを行わなかったとき。
- (5) 認定委員会が認定医として不相当と認めたとき。

第18条 認定医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医の資格を申請することができる。

#### 第9章 補 則

第19条 認定委員会の決定内容に異議のある者は、理事長に申し立てることができる。

第20条 この規則の改訂については、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の議を経て社員総会の決議を得なければならない。

#### 附 則

- 1 本規則は平成28年12月4日から施行する。
- 2 本規則における「認定委員会」は令和2年10月4日から本会「専門医認定委員会」と読み替えるものとする。
- 3 本規則は令和3年10月3日をもって廃止する。